

12/3(木)～9(水)「障がい者週間」、12/9(水)は「障がい者の日」
ご存知ですか？障がい者のシンボルマーク

	「ハート・プラス」マーク 心臓疾患などの内部障がいがあることを示すシンボルマークです。色：青地に白色、ハートとプラスが赤色		障がい者のための国際シンボルマーク 障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。 色：青地に白ぬき
	オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すシンボルマークです。 色：黒地に白ぬき		
	身体障害者補助犬（はしよけん）啓発マーク 補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに表示するマークです。色：青色		視覚障がい者のための国際シンボルマーク 世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。 色：青地に白ぬき
	身体障害者標識（四つ葉のクローバーマーク） 肢体不自由者が運転する自動車に表示するマークです。（道路交通法に規定） 色：青地に白ぬき		聴覚障がい者を表示する国際シンボルマーク 世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。 色：青地に白ぬき
	聴覚障害者標識（蝶のマーク） 聴覚障がい者が運転する自動車に表示するマークです。（道路交通法に規定） 色：緑地に黄色		聴覚障がい者のシンボルマーク（国内：耳マーク） 聴覚障がいを示す耳が図案化されたマークです。 色：緑色

埼玉弁護士会による
**障がい者無料法律相談
 110番**

障がい者週間に合わせ、障がいのある方々の法律相談をお受けします。（家族、関係者も可）

と き 12月9日(水)

午前10時～午後3時

☎048-864-8702

FAX 048-864-8715

📍埼玉弁護士会法律相談センター

☎048-710-5666

FAX 048-837-2898

**第15回全国障がい者
 スポーツ大会卓球に出場**



関根大介さん(山田)が、和歌山市で開催された大会に埼玉県の選手として初出場しました。

**子育て世帯臨時特例給付金
 申請はお済みですか？**

子育て世帯臨時特例給付金の申請受付は12月1日(火)までです。給付対象となると思われる方でまだ申請書を提出されていない方は、期限内に申請をお願いします。

詳しくは、こども課までお問い合わせください。

申請受付場所・問い合わせ

こども課 ☎25-5206

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0865

荒川 ☎54-2395

※こども課では、期間中の夜間窓口および最終日曜窓口でも受け付けます。

臨時福祉給付金の申請期限迫る！

今年の9月から申請を受け付けている臨時福祉給付金の申請期限が迫っています。申請書は、支給対象の可能性のある方（平成27年度市民税（均等割）が非課税の方）に対して、すでに郵送しています。給付対象となると思われる方は、申請をお忘れなようお願いします。

申請期限を過ぎた場合には受け付けできませんので、ご注意ください。

※郵送の場合には、12月1日(火)の消印までが有効となります。

申請期限 12月1日(火)（土・日・祝日を除く）

申請受付場所・問い合わせ

臨時福祉給付金担当（歴史文化伝承館1階・⑪番窓口）

☎26-5062

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082 大滝 ☎55-0865

荒川 ☎54-2116

